

監査結果報告

- 1 監査の種別 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 佐世保市消防団
- 3 監査の期間 平成21年3月5日から平成21年4月17日まで

4 監査の範囲及び方法

本市の交付金交付団体である佐世保市消防団（以下「消防団」という。）の平成19年度における出納その他の事務が適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の観点

消防団

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と市へ提出した交付金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、交付金が対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (5) 交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

市消防局

- (1) 交付金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 交付金の交付目的及び交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 交付金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 交付金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

6 監査の結果

以下のとおり

【消防団に対する指摘及び意見】

消防団運営交付金は、消防団の運営に要する経費に充てるため、佐世保市消防団本部、中隊及び分団（以下「消防団」という。）に対し交付されているものであり、その交付金の使途は「消防団運営交付金要綱」で次のように規定されている。

（消防団運営交付金要綱に定める消防団の運営に要する経費）

①消防団の教育訓練費

教育訓練のための場所等の借り上げ料、資料作成費、食料費（団員の弁当代など）等

②消防団関係の会議費

③消防団関係の冠婚葬祭費

④消防団関係事務に必要な通信運搬費

⑤その他消防団の運営に関し必要な経費

交付金の使途について、各分団等が提出した収支決算書、その支出証拠書類である金銭出納簿及び領収書の提出を求め、支出の根拠となる「消防団運営交付金要綱」の目的等に基づき適正に使用されているか精査したところ、公金として交付された交付金の使途としては、著しく不適正と思われる支出と経理処理があることが判明した。

「渉外費」として葬儀出席時の飲食代や隊長渉外費、また「会議費」や「食料費」として飲食店での飲食代等の支出が多く認められる状況である。

また、会議のための「交通費」や「教育訓練費」などの名目で支出されているが、支出証拠となる領収書が存在しないもの、領収書を改ざんしたものなど不適正な経理処理も見受けられる。

飲食に関連する経費については、「教育訓練費」として訓練における団員の弁当代などが要綱でその支出が認められているが、その他の飲食経費については特段の定めはない。

しかしながら、上記のような支出については、交付金が公金であることを勘案すれば、「消防団を運営する経費」として社会通念上妥当とは言いがたく、また公金の使い道として納税者の理解を得ることはとうてい困難なものと思料する。

以上のことから、平成19年度に支出された消防団運営交付金においては、その使途において不適正な支出があると判断されることから、次の金額については消防局と協議のうえ、返還を含めた適正な措置を講ずるべきである。

不適正と思われるもの	739,006 円（鉢盛代等）
領収書がないもの	67,740 円
領収書を改ざんしているもの	26,950 円

【消防局に対する指摘及び意見】

前述のとおり、消防団運営交付金の使途において、消防団運営交付金要綱上かつ社会通念上不適正な支出があると判断されることから、速やかに経理上の精査を行い返還を含めた適正な事務処理を行われたい。

また、過年度分についても精査を行い、不適正な支出があれば返還等についても検討するべきではないかと思われる。

①消防団運営交付金要綱の見直しについて

運営交付金要綱においては、交付金の使途についておおまかな規定が設けられているが、その具体的な支出内容等についての記載はない。また、要綱を補完する内規等もないことから、交付金の支出内容が不透明であることは否めない。

このことが今回の不適正な支出に直接繋がるものではないが、内規等もなく、かつ消防団に対して交付金の使途に関する具体的な説明がされていないことから、結果的に不適正な支出を招いたということも言える。

以上のことから、交付金支出の本来の目的を果たし、今後の円滑な消防団運営を図るため、消防団運営交付金要綱の見直しを行うとともに、消防団への指導監督を適切に行うよう求める。

②交付金支出事務の適正化について

消防局は、消防団運営交付金要綱に基づき交付金を決定支出し、佐世保市補助金等交付規則の趣旨に則り、事業終了後に、交付金決定の内容及び成果を把握するため収支決算書の提出を消防団に対し求めている。

しかしながら、提出を求めただけで、収支額や支出内容等の精査を行った形跡はなく、交付金額の確定処理さえも行っていない。

交付金が交付決定の内容に沿って使用されたか、交付要綱の趣旨と使途などに則った支出がされているのかなど、一連の事務処理を行うべきであるが、その諸手続きを怠っている状況である。

交付した運営交付金と収支決算書の金額が相違していること、領収書の不備があること等については、通常の事務処理を履行すれば容易に発見できるものであり、このことから極めて不適切な事務処理であったと言わざるを得ない。

以上により、消防局においては、交付金にかかる適正な事務処理の履行を求めるとともに、消防団に対する適切な監督指導が行えるようなチェック体制を構築するよう強く要望するところである。

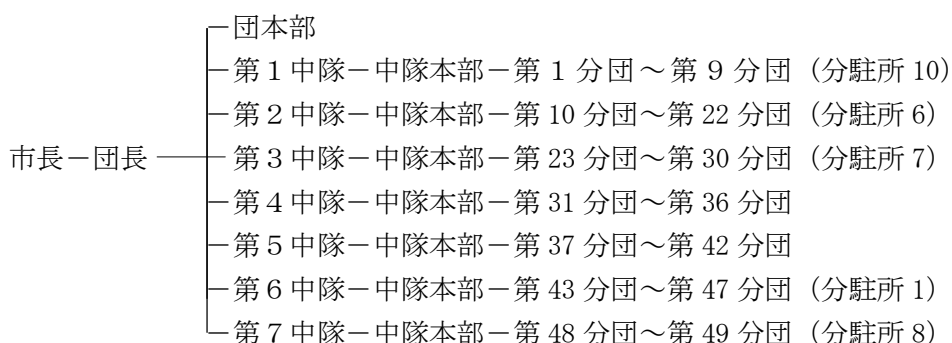
【消防団】の概要は次のとおりである。

1 概 要

佐世保市消防団（以下「消防団」という。）は、義勇と郷土愛護の精神に基づき有志により組織されている組織であり、団員各自が職業に従事しながら、必要により招集されて有事の際など消防活動に従事する非常勤の職員からなっている。

その組織は、消防組織法第 18 条第 2 項の規定に基づく「佐世保市消防団の組織等に関する規則」により、本部、7 個中隊及び 49 個分団、また、団員の定数は、同法第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づく「佐世保市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」（以下「条例」という。）により 1,606 人と定められている。

(1) 機構図



(2) 定員

所属	団 本 部							合計 1,606 人
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員	1	17	8	9	11	2	27	
所属	分 団							
階級			分団長	副分団長	部長	班長	団員	
定員			49	54	126	262	1,040	

(3) 市との関係

条例の規定により、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が任用し、その他の団員は市長の承認を得て団長が任用する。

また、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとなっている。

佐世保市は、運営交付金として、平成 19 年度に 1,990 万円を交付している。

消防団運営交付金内訳

本部運営交付金	1,600 円×1,606 人=2,569,600 円
中隊運営交付金	2,300 円×1,606 人=3,693,800 円
基礎額	321,200 円× 7 中隊=2,248,400 円
分団運営交付金	5,500 円×1,606 人=8,833,000 円
電話基本料金	2,450 円×87 力所×12 月=2,557,800 円
合 計	19,902,600 円